

福祉用具ハーツ 介護予防福祉用具貸与運営規程

(事業の目的)

第1条 Loppis 合同会社が運営する「福祉用具ハーツ」(以下「事業所」という)が行う指定介護予防福祉用具貸与の事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が要支援状態にある高齢者に対し、適切な介護予防福祉用具貸与(介護保険法第七条第十七項により厚生大臣が定める介護予防福祉用具を言う)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びそれぞれの置かれている環境を踏まえた適切な介護予防福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、介護予防福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう支援する。

事業の実施に当っては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 福祉用具ハーツ
- (2) 所在地 広島県広島市中区吉島西一丁目 31 番 3 号

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤・専門相談員と兼務)
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防福祉用具貸与事業の提供に当るものとする。
- (2) 専門相談員 2名(常勤換算後の人数)
専門相談員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、また介護者の負担の軽減ができるように、介護予防福祉用具貸与計画の作成・変更等を行い適切な介護予防福祉用具の選定を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜から木曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時00分から午後5時00分までとする。

(指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況等を踏まえ、介護予防福祉用具が適切に選定されかつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、文書を示しその機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、貸与に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行う。

- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて介護予防福祉用具の調整を行い、使用方法、留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で必要に応じて使用方法の指導を行う。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、その使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等を行う。
- (5) 指定介護予防福祉用具の貸与の提供に当たっては、利用者に電話等で事前に連絡をし、車両で運搬納入する。

(消毒方法)

第7条 指定介護予防福祉用具貸与の消毒方法は、次のとおりとする。

プライムケアのぞみ株式会社に委託することとし、契約書を交わしその方法は別添資料によるものとする。

(保管方法)

第8条 指定介護予防福祉用具貸与の保管方法は、次のとおりとする。

- (1) プライムケアのぞみ株式会社に委託することとし、契約書を交わしその方法は別添資料によるものとする。

(取り扱う種目)

第9条 指定介護予防福祉用具貸与の取り扱う種目は、次のとおりとする。

- 1.車いす、2.車いす付属品、3.特殊寝台、4. 特殊寝台付属品、5.床ずれ防止用具、6.体位変換器
- 7.手すり、8.スロープ、9.歩行器、10.歩行補助つえ、11.認知症老人徘徊感知器機、12.移動用リフト（つり具の部分を除く。）、13.介助用ベルト、14.自動排泄処理装置

(利用料等)

第10条 指定福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める額とし、当該指定介護予防福祉用具貸与が、法定代理受領サービスである時は、負担割合に応じて支払いを受けるものとする。

- 2 品目ごとの利用料等は目録を事務所に備えつけるものとする。
- 3 月途中で福祉用具貸与を提供・終了した場合は
開始日が15日以前の場合は月額的全額利用料とする。
開始日が16日以降の場合は月額の半額利用料とする。
終了日が15日以前の場合は月額の半額利用料とする。
終了日が16日以降の場合は月額的全額利用料とする。
- 4 通常の実施地域以外の交通費（次条の通常の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与に要した交通費は、その実費を徴収する。）
- 5 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用は、その実費を徴収する。
- 6 前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、広島市、安芸郡、三原市、竹原市、世羅郡とする。

(苦情を処理するための措置の概要)

第 12 条 苦情があった場合はただちに専門相談員が相手方に連絡を取り、直接行くなどして詳しい事情を聞くとともに、必要に応じて検討会議を行い、必ず翌日までに具体的な対応をする。また、記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

(虐待防止に関する事項)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 14 条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所は、専門相談員等の質的向上を図るための研修の機会を、採用時研修（採用後 6 ヶ月以内）、継続研修（年 1 回）を設けるものとし、また業務体制を整備する。
- (2) 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- (4) この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は Loppis 合同会社と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。